

IV. 添付資料集

厚生労働科学研究費補助金
新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
新興・再興感染症のリスク評価と
危機管理機能の実装のための研究
(19HA1003)

令和元年度 総括・分担研究報告書
(令和2年度繰越分)
研究代表者 齋藤 智也
令和2(2021)年 3月

新型インフルエンザ対策と 医療機関の役割について

齋藤 智也

国立保健医療科学院 健康危機管理研究部 上席主任研究官

191002 | 高崎・安中地域新型インフル等医療提供演習

本日の目的

- **新型インフルエンザ対策を行う動機付け**
 - 新型インフルエンザに関する理解を高める
 - 新型インフルエンザ発生時の医療機関の役割を認識する
 - 新型インフルエンザ対策への関心を高める



計画や手順書の作成→演習による検証→訓練による習熟
関係機関の連携体制の構築へ

本日の演習の概要

- **地域感染早期の患者への対応**
 - 全国 1 例目 / 県内 1 例目
 - 感染症病床が満床になったら？
- **地域感染期の対応**
 - 医療需要が供給を上回るとき

191002 | 高崎・安中地域新型インフル等医療提供演習

注意事項

- **これは「演習」です**
 - 「正解」があるわけではありません
 - 実際の対応をイメージしながら、行政の立場・病院の立場・市民の立場とそれぞれの視点から、最適解は何か、現状の問題点は何かを考えてみましょう。

191002 | 高崎・安中地域新型インフル等医療提供演習

演習を始める前に（10分）

- 各テーブルで自己紹介をお願いします
- 所属、お名前、職種のほか、感染症に関して最近の業務上の懸案事項を一つ挙げてください。



地域感染早期の患者への対応

演習開始！

191002 | 高崎・安中地域新型インフル等医療提供演習

演習の想定

海外発生期～国内発生早期

- 20xx年9月、P国ではH7N5 亜型のインフルエンザ患者が急速に増え始め、9月3日にWHOの調査チームが現地に派遣された。その後、疫学調査の結果、ヒトからヒトへ感染性を有する新たな新型インフルエンザウイルスの発生が確認されたとして、WHOは9月20日に「国際的な公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」を宣言し、各国に対策を呼びかけた。国内でも感染症法上の新型インフルエンザが発生したと厚生労働大臣が発表し、新型インフルエンザ等政府対策本部が設置された。群馬県にも対策本部が設置された。
- 10月2日現在、WHOの集計で、P国での確定例800人、死亡30人で、同国からの出国者は多数いた。
- 日本国内では水際対策が強化され、航空機・船舶に対する検疫が強化されていたが、9月28日に関西地域で海外渡航歴のない確定患者が確認された。群馬県内では、まだ新型インフルエンザの患者は発生しておらず、「地域未発生期」の段階である。県内の一部地域で疑い患者が発生したが、確定患者として入院勧告措置がとられたケースはない。



191002 | 高崎・安中地域新型インフル等医療提供演習

症例定義

【臨床的特徴】

- 咳や鼻水等の気道の炎症に伴う症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛等を伴うことを特徴とする。なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

【感染症法に基づく届け出基準】

- 1. 確定例 (1) と (2) のいずれも満たす場合**
 - (1) 臨床的特徴を有し、38℃以上の発熱、または急性呼吸器症状（鼻汁もしくは鼻閉、咽頭通、咳嗽、発熱または熱感や悪寒、のうち少なくとも2つ以上）のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザ（H7N5）が疑われる。
 - (2) 下記のいずれかで新型インフルエンザ（H7N5）と診断
 - 分離・同定による病原体の検出
 - 検体から直接のPCR法（Real-timePCR法、Lamp法等も可）による病原体の遺伝子の検出
 - 中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）

191002 | 高崎・安中地域新型インフル等医療提供演習

症例定義

【感染症法に基づく届け出基準】

2. 疑似症患者：(1) と (2) のいずれも満たす場合

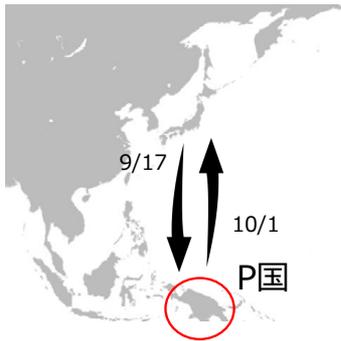
- (1) 38℃以上の発熱、または急性呼吸器症状（鼻汁もしくは鼻閉、咽頭通、咳嗽、発熱または熱感や悪寒、のうち少なくとも2つ以上）があり、下記の（ア）から（エ）のいずれかに該当。
 - (2) インフルエンザ迅速診断キットで「A型陽性かつB型陰性」。ただし、「A型陰性かつB型陰性」であっても、臨床的に新型インフルエンザ（H7N5）の感染を強く疑う場合も届け出の対象。
- （ア）10日以内に、感染可能期間内（発症1日前から発症後7日目までの9日間）にある新型インフルエンザ（H7N5）患者と濃厚な接触歴（直接接触したことまたは2メートル以内に接近したことをいう。以下同様）を有する者
 - （イ）10日以内に、新型インフルエンザ（H7N5）に感染しているもしくはその疑いがある動物（トリ等）との濃厚な接触歴を有する者
 - （ウ）10日以内に、新型インフルエンザ（H7N5）を含む患者由来の検体に、防御不十分な状況で接触した者、あるいはその疑いがある者
 - （エ）10日以内に、新型インフルエンザが蔓延している国または地域に滞在もしくは旅行した者

191002 | 高崎・安中地域新型インフル等医療提供演習

演習の想定：患者発生



氏名：高松 太郎（たかまつ たろう）
年齢・性別：40歳・男性
住所：高崎市高松町5-28
職業：会社員（高崎市内勤務）
家族構成：妻（主婦）、息子（市立小学校）



9月17日 P国に出張する。

10月1日

P国より羽田空港国際ターミナルに帰国。当時、発熱や咳の症状はないため、検疫による検査や停留はなし。健康カードを渡され、発熱等発症した場合には帰国者・接触者相談センターに連絡を取るよう指示され帰宅した。羽田空港から高速バスに乗り、夕方に高崎駅で下車、迎えに来た妻の車で帰宅。

10月2日

早朝4時頃から悪寒と関節痛があり、その後38.6℃の発熱、頭痛、咳、倦怠感あり。帰国時に検疫所から渡されていた健康カードを見て本人が帰国者・接触者相談センターへ連絡をした。

191002 | 高崎・安中地域新型インフル等医療提供演習

演習 1-1： 地域感染早期の患者への対応

- 帰国者・接触者相談センターは
 - この時点でどこに連絡しますか？
 - この時点で患者さんに何を指示しますか？

191002 | 高崎・安中地域新型インフル等医療提供演習

演習 1-2 :

地域感染早期の患者への対応

- 帰国者・接触者相談センターから、帰国者・接触者外来を設置する高崎総合医療センターに連絡がありました。
- この時点で病院には何が準備されていますか？
 - 「新型インフルエンザ発生」の一報後、どのような準備をすることになっていますか？
- 連絡が入ってから何を行う必要がありますか？

演習2：

地域感染早期の患者への対応

- 簡易検査を行い、地方衛生研究所での検査結果を待っていたところ、同じ行程でP国に出張した同僚8人が続々と病院にやってきて、同様の症状を訴えています。一人は救急車で来院し、容態が悪く、立てない状況です。
- 高崎医療センターの感染症病床は2床しかありません。9人全員が新型インフルエンザ陽性だった場合、どのように患者を収容しますか？
 - 判断材料としてどのような要素を考慮しますか？
 - どのような選択肢がありますか？それぞれ長所と短所は？

191002 | 高崎・安中地域新型インフル等医療提供演習

参考

感染症法

第十九条 都道府県知事は、一類感染症（二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症）のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関（若しくは第二種感染症指定医療機関）に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関（若しくは第二種感染症指定医療機関）以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 略

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（又は第二種感染症指定医療機関）（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関（若しくは第二種感染症指定医療機関）以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。

4 略

5 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、第一項又は第三項の規定により入院している患者を、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

緊急その他やむを得ない理由があるとき

「感染症指定医療機関への入院を必要とする感染症が大量に発生した場合や重篤な合併症を有する患者であること等の理由により感染症指定医療機関に入院させることが適当でない場合は、感染症指定医療機関以外の病院または診療所であって、都道府県知事等が適当と認めるものへの入院の勧告または措置を行っても差し支えない」

（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における検体採取、健康診断、就業制限及び入院の取扱いについて」平成11年3月19日健医発第454号、改正：平成28年4月1日健発0401第3号）

演習 2 解答例

• 選択肢

- 転院
 - 感染拡大リスク、搬送能力
- 高崎Cで収容（コホート隔離）
 - 医療スタッフをどうする？他の患者は？
- 軽症であれば家に返す
 - 自宅隔離の支援体制、対応方針の大幅な変更

• 考慮すべき要素

- 患者の状態、医療機関の対応人員、感染拡大のリスク、搬送の対応能力

演習3： 地域感染期の対応

- 群馬県では感染者が急増しています。入院を必要とする重症者が目立ち、県内でも医療関係者が感染し重症化した事例が2例発生したことから、医療従事者の欠勤が相次いでいます。
- 高崎市内には新型インフルエンザの重病患者に対応できる病床を事前計画では全2床を準備していましたが、すでに満床です。通常の診療体制の維持が極めて困難になりつつあります。
- 今後4週間から6週間が流行のピークとみられていますが、この間の市内の医療供給体制を確保するための方策を検討してください。

191002 | 高崎・安中地域新型インフル等医療提供演習

演習3： 地域感染期の対応（10分）

- 4～6週間後のピークに向けて対応を検討してみてください。

■ 医療の需要を減らす方策

■ 医療の供給を減らさない方策

191002 | 高崎・安中地域新型インフル等医療提供演習

演習3回答例

地域感染期の対応（10分）

- 4～6週間後のピークに向けて対応を検討してみてください。

■ 医療の需要を減らす方策

＜自組織内でできること＞

○患者数が大幅に増加した場合、慢性疾患等で、病状の安定している定期受診患者に対して、長期処方するなど、受診回数を減らしたり、定期受診患者が感染した場合の電話による対応を取り決める、など。

＜地域の医療機関が連携して実施すること＞

○二次医療圏等の中で、軽症患者を診療するクリニック、重症者を診療する病院等の役割を明確化し、重症者への対応が求められる病院の負荷を平準化する。

○不急の診療について、新型インフルエンザの流行のピーク時に避けていただくよう、県民に協力を求める。

■ 医療の供給を減らさない方策

○地域において患者数が大幅に増加した場合、勤務可能な職員数が減少する可能性があるため、人員を確保できなくなったときの人材補充や、必要な医薬品等の確保について確認する。

演習の振り返り（10分）

- 職場に戻って、まず何から始めたいですか？

191002 | 高崎・安中地域新型インフル等医療提供演習

演習の教訓

- 計画を事前に読んでおきましょう
- 危機が起きた時に「初めまして」ではなく「またお会いしましたね」の関係で
- 腹を割った話し合いは今のうちに
- 柔軟な対応を

191002 | 高崎・安中地域新型インフル等医療提供演習

令和元年度高崎・安中地域新型インフルエンザ等医療提供演習 演習評価フォーム

ご回答者についてお聞かせください

所属機関:	医療機関（病院 ・ 診療所） 行政（保健 消防 危機管理）
職種:	医薬系有資格者(医師・歯科医師 看護師 獣医師 その他)、その他

本日の演習について感想をお聞かせください

	質問	回答
1	新型インフルエンザやその対策に関する関心が高まりましたか	(ア) 関心が高まった (イ) 変わらなかった
2	新型インフルエンザやその対策に関する新たな知識が得られましたか	(ア) そう思う (イ) そう思わない (ウ) どちらでもない
3	新型インフルエンザやその対策に関する理解を深めることができましたか	(ア) そう思う (イ) そう思わない (ウ) どちらでもない
4	新型インフルエンザ発生時の医療機関の役割を知ることができた	(ア) そう思う (イ) そう思わない (ウ) どちらでもない
5	新型インフルエンザ発生時に備えて今行うべきことを知ることができた	(ア) そう思う (イ) そう思わない (ウ) どちらでもない
6	本日の演習の良かった点、次回以降も行うべき点:	
7	本日の演習の問題点、改善すべき点:	
8	次回の演習で試してみたいこと:	
9	その他コメント等:	

ご協力ありがとうございました